

介護予防・日常生活支援総合事業についてのQ&A（令和7年3月31日現在）

（用語について）介護予防訪問介護相当サービス＝総合事業訪問介護、介護予防通所介護相当サービス＝総合事業通所介護

訪問型サービス・活動A＝すまいるサービス、通所型サービス・活動A＝はつらっデイサービス

番号	分類	質問	回答
1	基本チェックリスト	介護の申請を行った結果非該当になったが、何らかのサービスが必要な方については、総合事業の対象者として被保険証に書かれるのか。チェックリストが関係してくるのか。	要支援要介護認定申請を行った結果非該当であったが何らかのサービスが必要な方については、基本チェックリストを行い、そこで支援が必要な方と判断された場合は事業対象者となり、被保険者証に記載されることになります。
2	基本チェックリスト	要支援と認定されたらチェックリストを行うのか。	要支援と認定された場合、ケアプランを作成する上での基本チェックリストは必要となります。（事業対象者を判定するための基本チェックリストは行いません）
3	基本チェックリスト	基本チェックリストは、窓口で行うのか。訪問で行うのか。	原則としては、地域包括支援センターの3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）が対象者宅に訪問して面談し、実施しますが、窓口での実施も可能です。
4	基本チェックリスト	基本チェックリストは何回でも受けられるか。（一度非該当で一般事業へ流れた場合は、いつから受けられるか）	基本チェックリストの実施には回数制限はありませんが、下記のような取り扱いとします。また、頻回に実施を希望される者には、サービスの利用はアセスメントによって決定する等、制度の主旨等の説明を行います。 【明らかな状態の変化があった時】 介護保険の認定申請を行っていただきます。 【状態の変化が不明な時】 心身の状態について聞き取りを行う等のなかで、状況に応じて実施します。
5	事業対象者	事業対象者が要支援1・2の認定を受けた場合、再度、居宅の届出が必要か。	事業対象者となった時点において、地域包括支援センターが居宅サービス計画等作成依頼（変更）届出書を提出しており、要支援に変更となった場合も地域包括支援センターとして有効なものであるため、居宅サービス計画等作成依頼（変更）届出書の提出は必要ありませんが、要支援に変更となったと同時に地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へケアプラン作成の委託を

			する場合は、居宅介護支援事業所からの居宅サービス計画等作成依頼（変更）届出書の提出が必要となります。
6	事業対象者	事業対象者が介護保険の認定申請を行った場合の効力はいつからか。	効力は申請日に遡ります。認定申請から認定結果が出るまでの間、事業対象者の利用可能な範囲以上のサービスが必要な状況であれば、暫定プランでのサービス利用も可能です。
7	事業対象者	事業対象者が井原市外へ転出した際又は井原市へ転入した際の取扱い。	事業対象者としての認定は各自治体で異なりますので、転出した時点で事業対象者ではなくなります。転入者については、井原市の流れに沿って、再度、相談していただくところから手続きをすすめ、必要があれば基本チェックリストを実施することになります。
8	事業対象者	ケアマネジャーがついて欲しくない事業対象者はあり得るのか。（介護保険でいう自己作成が可能か）	アセスメントに基づきサービスを利用するため、居宅サービス計画等作成依頼（変更）届出書を提出する必要があります。よって、事業対象者について自己作成はありません。
9	事業対象者	事業対象者のケアプラン作成を委託に出すのか。（更新せずに事業者対象者になった方について、委託先が継続して担当するのか。包括へ引き継ぐのか）	居宅介護支援事業所への委託は可能ですが、利用者の状況に応じて包括へ引き継ぐことも可能です。
10	サービス・活動 A	サービスの実施に当たって事業所がやってはいけないこと（例：訪問介護における薬の受け渡し等）をした場合の罰則はあるのか。	罰則はありませんが、状況によっては事業所への監査等を行う場合があります。
11	訪問サービス・活動 A	すまいるサービスは2名で45～60分稼働するということでよいか。	お見込のとおり。ただし、介護福祉士の資格を有する者又は介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者が行う場合は1名で行うことができます。 ※政令で定める者は「訪問介護員等の具体的範囲等について（令和4年3月4日指第489号岡山県保健福祉部保健福祉課指導監査室長通知「訪問介護員等の具体的範囲等について」別紙。）を参照。
12	訪問サービス・活動 A	1回あたりの単価は200単位としてあるが、訪問時2名体制でサービスを提供していくので、2名分として400単位となるのか。	2名でサービスを提供しますが、2名で一つのサービスを提供すると考えます。よって、1回のサービスについての単価としては200単位となります。

13	訪問サービス・活動A	すまいるサービスと軽度生活援助サービス（福祉事業）は一緒に使えるのか。また総合事業訪問介護と軽度生活援助サービスは使えるのか。また、同日利用が可能か。	総合事業訪問介護と軽度生活援助サービス併用することができます。また、同日での併用も可能です。 すまいるサービスと軽度生活援助サービスについても併用することができますが、すまいるサービスの質が低下しない場合に限り可能とします（例えば、すまいるは室内、軽度は室外等）。ただし、同日でのサービスの併用はできません。 ※軽度生活援助サービスは介護保険外のサービスですが、ケアプランに位置づける必要があります。
14	訪問サービス・活動A	すまいるサービスについて、従事者は2人体制となっているが、2人は常に同じ行動となるのか。1人が買い物で、1人が掃除は可能なのか。	2名で一つのサービスを提供することから、同じ行動となります。よって、買い物と掃除のように別のサービスを同時に提供することはできません。
15	訪問サービス・活動A	すまいるサービスの利用回数は、要支援1の人は、週1回から週2回程度、要支援2の人は、週1回から週3回程度とあり、「程度」とあるため、それぞれ回数を超えて利用することは可能か。	要支援1の人は週1回から2回、要支援2の人は週1回から3回の利用を原則としますが、自立の観点から回数を超えての利用が必要と判断とした場合、ケアプランに位置付けてあれば利用することは可能です。 ただし、その場合において月の利用限度回数は次のとおりです。 *要支援1で原則週2回で週3回以上の利用をする場合 月11回まで *要支援2で原則週3回で週4回以上の利用をする場合 月18回まで ※原則の回数を超えて利用する場合は、ケアプラン作成前に地域包括支援センターまで事前にご連絡ください。請求時のサービスコード等お伝えさせていただきます。
16	通所サービス	通所介護と同じスペースで総合事業のサービスを実施することは可能か。	通所介護、総合事業通所介護及びはつらつデイサービスは、一体的に行うことは可能です。
17	通所サービス	現在、定員35名の通所介護を実施している事業所において総合事業のサービスを実施する場合、通所介護30名と総合事業のサービス5名で実施することは可能か。	通所介護、総合事業通所介護及びはつらつデイサービスを一体的に行う事業所の定員については、通所介護と総合事業通所介護の定員の合算で利用定員を定め、これとは別に、はつらつデイサービスの定員を定め、その合計が上限を超過しないもの、とする必

			があります。 したがって、通所介護と総合事業通所介護を実施する場合は、合算した定員を 35 名と定めて実施することは可能です。 また、通所介護、総合事業通所介護及びはつらつデイサービスを実施する場合で、はつらつデイサービスの定員を 5 名とする場合は、通所介護と総合事業通所介護の定員を 30 名とすることで実施が可能となります。 補足として、はつらつデイサービスの面積基準は、事業実施にあたり必要な面積としていますが、一体的に行う場合は、それぞれの利用者の処遇に支障がないことが前提ですので、はつらつデイサービスについても一人あたり 3 m²の面積を確保する必要があります。
18	通所サービス	通所介護、総合事業通所介護及びはつらつデイサービスを一体的に行う場合、集団体操や演奏会などの慰問等、同じサービスを提供することは可能か。	サービスの基本方針や事業内容等が異なるため、全てが同じサービスになることはないと思われますが、一部同じサービスが提供されることはあると思われます。
19	通所サービス	事業費の請求については、国保連に行えばよいのか。	国保連宛、必要なデータ等を提出してください。
20	通所サービス	新規や更新の方のサービス利用までの流れは、具体的にどのようになるのか。	新規の方については、要支援認定者もしくは事業対象者となった者が何かしらの支援が必要であるとの主訴により、アセスメントを行い、本人の状態に合わせたケアプランの作成を行うことになります。プラン作成の中で、総合事業通所介護又ははつらつデイサービスが必要かどうかを判断することになります。
21	通所サービス	総合事業通所介護及びはつらつデイサービスの会計区分は通所介護ですか。	指定事業者は、サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、サービスの事業ごとに会計を区分する必要があります。
22	通所サービス	「通所介護」「総合事業通所介護」「はつらつデイサービス」を併せて行う場合の「はつらつデイサービス」の人員について、通所介護事業の人員とは別に 1 人確保するだけで良いか。	「はつらつデイサービス」の実施にあたり、「通所介護」「総合事業通所介護」とは別に「井原市はつらつデイサービス実施要綱」第 9 条第 1 項の規定を満たす、1 以上の人員を配置してください。 また、事業者は、安全面に配慮してその日の利用人数や提供するサービス内容（例：外出時）に対応した人数を確保する等、適切

			な人員を配置する必要があります。
23	通所サービス	「通所介護」「総合事業通所介護」「はつらっデイサービス」を併せて行う場合の運営規程について、「通所介護」及び「総合事業通所介護」は併せて運営規程を設けることが可能であると思うが、「はつらっデイサービス」も併せて一つの運営規程とすることは可能か。	「はつらっデイサービス」は、「通所介護」「総合事業通所介護」とは別に、運営規程を設けることを想定しています。
24	通所サービス	運営規程を「はつらっデイサービス」単独で作成した場合、県への届出は必要か。	県に提出する必要はありません。 ただし、「はつらっデイサービス」を実施することで、「通所介護」に変更が生じる場合は、「通所介護」に係る変更届を県に行う必要があります。
25	通所サービス	「通所介護」「総合事業通所介護」「はつらっデイサービス」を行う場合における契約書及び重要事項の説明は、併せて行うこととなるのか。	「通所介護」「総合事業通所介護」「はつらっデイサービス」に係る契約や重要事項の説明において、実施事業に関する内容が一緒に記載されたものでも、別々のものでもどちらでも構いません。
26	通所サービス	「総合事業通所介護」と「はつらっデイサービス」を同時に指定申請することは可能か。可能な場合、申請書は事業ごとに必要か。	同時申請は可能です。 同時に申請を行う場合においても、申請に係る書類は事業ごとに作成してください。ただし、一部省略可能な書類がありますので、「井原市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱別表第2（第2条関係）」を参照してください。
27	通所サービス	指定（更新）申請における勤務形態一覧表の介護職員の員数について、「通所介護」「総合事業通所介護」「はつらっデイサービス」を併せて行う場合、「通所介護」「総合事業通所介護」の員数と「はつらっデイサービス」の員数を合わせて記入するのか。	「通所介護」「総合事業通所介護」と「はつらっデイサービス」は、それぞれの員数を記入してください。
28	通所サービス	「通所介護」「総合事業通所介護」「はつらっデイサービス」を併せて行う場合、「通所介護」の事業所規模の計算を行う際に、「はつらっデイサービス」の利用者数は含まれるか。	含まれません。
29	通所サービス	「はつらっデイサービス」の利用者のみの送迎について、ガソリン代を区域別で徴収することは可能か。	井原市はつらっデイサービス実施要綱第22条第3項第1号に規定する費用（利用者の選定により通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用）については、利用者から徴収することができます。

30	通所サービス	「総合事業通所介護」又は「はつらっデイサービス」と「介護予防通所リハビリテーション」を併用して利用することは可能か。	併用はできません。
31	通所サービス	生活相談員が送迎をすることは可能か。	送迎の間、別に人員基準を満たす生活相談員の配置ができていれば可能です。なお、送迎中の時間は人員基準における生活相談員の勤務時間に含めません。
32	通 所 サ ー ビ ス・活動 A	はつらっデイサービスの内容には食事は含まれないのか。	はつらっデイサービスにおいて食事サービスを提供することは可能です。食事代については、利用者による実費負担となります。提供の実施及び価格設定は、事業所により判断してください。
33	通 所 サ ー ビ ス・活動 A	はつらっデイサービスの人員基準について、管理者は単独で必要なのか。はつらっデイサービスと現在の通所介護事業所を共用する場合、管理者は1人でよいのか。	管理者の兼務については、サービス事業所の管理上支障がないと認められる場合には、管理者は1人でも可能です。 また、提供するサービスの質を担保しつつ、事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えありません。
34	通 所 サ ー ビ ス・活動 A	管理者が生活相談員と兼務が可能か。	管理者の兼務について、当該通所介護事業所の通所介護従事者としての職務に従事する場合は、兼務することができます。
35	通 所 サ ー ビ ス・活動 A	サービスの内容は事業所が企画立案するとあるが、散髪を行うことは可能か。	散髪を含む理美容サービスについては、はつらっデイサービスに位置付けることはできません。ただし、サービス提供時間外に、利用者の自己負担により理美容サービスを受けることは可能です。
36	通 所 サ ー ビ ス・活動 A	はつらっデイサービスの利用回数は、要支援1の人は週1回程度、要支援2の人は週2回程度とあり、「程度」とあるため、それぞれの回数を超えて利用することは可能か。	要支援1の人は週1回、要支援2の人は週2回の利用を原則としますが、退院後など自立に向け短期間で集中的に利用することが適当であると認められるケースなどでは、アセスメントにより回数を増やすことも可能です。 ただし、その場合において月の利用限度回数は次のとおりです。 ＊要支援1 月5回まで

			＊要支援2 月12回まで ※原則の回数を超えて利用する場合は、ケアプラン作成前に地域包括支援センターまで事前にご連絡ください。請求時のサービスコード等お伝えさせていただきます。
37	通所サービス・活動A	はつらつデイサービスで、送迎時に途中下車が可能か。	送迎時において途中下車することはできません。
38	総合事業全般サービス	「総合事業訪問介護」、「総合事業通所介護」、「すまいるサービス」、「はつらつデイサービス」において、ケアプランで決められた回数を超えて利用したいが、超えた回数部分については全額自己負担であれば利用することは可能か。	井原市総合事業全サービスにおいて、全額自己負担での利用は認めておりません。ケアプランで決められた回数のサービスを利用し、負担割合に応じて利用者負担分を事業所へ支払っていただくようになります。 長期に渡って回数を超えてサービスを利用をしなければならないような状態であれば、介護申請等もご検討ください。
39	ケアマネジメント	委託したケースにおいて、アセスメントの結果、軽度生活援助サービスや一般介護予防事業のみを位置づけた場合、ケアプラン料が発生しないが、その場合はどのように対応するのか。（アセスメントまでの手間をどうするか。フォローをどうするか）	介護予防支援（介護予防給付）及び介護予防ケアマネジメント（総合事業）に基づかないプランの作成に対しては、ケアプラン料は発生しません。しかしながら、利用者の自立支援の推進のため、ご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。
40	ケアマネジメント	総合事業訪問介護、総合事業通所介護、すまいるサービス及びはつらつデイサービスを利用している者のケアプランについては介護予防ケアマネジメントになるが、上記のケアプランに住宅改修又は福祉用具購入があった時のケアプランについては介護予防支援でよいのか。	この場合は介護予防ケアマネジメントとなります。
41	その他	総合事業の指定を受ける場合、定款や登記事項証明書に当該事業に関する記載が必要となるか。	定款への記載が必要になります。 記載例を提示しますので参考にしてください。 ・訪問型サービス 「総合事業訪問介護及びすまいるサービス」 「介護保険法に基づく第1号訪問事業」 ・通所型サービス 「総合事業通所介護及びはつらつサービス」 「介護保険法に基づく第1号通所事業」

			※社会福祉法人で、老人福祉法に基づく「老人居宅介護等事業」には「第1号訪問事業」、「老人デイサービス事業」には「第1号通所事業」が含まれているため、上記の記載がある場合は、定款変更の必要はありません。ただし、サービス・活動A（すまいるサービス又ははつらつデイサービス）は、「老人居宅介護等事業」又は「老人デイサービス事業」には含まれませんので、改めて記載が必要となります。 また、社会福祉法人については、「公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。」とされており、これに該当するものと合理的理由があると認められる場合は、サービス・活動A（すまいるサービス又ははつらつデイサービス）に限り、当該サービスを新たに実施することに伴う定款の変更を必要とはしません。
42	その他	総合事業事業者の指定期間について、岡山県から訪問介護、井原市から総合事業訪問介護の指定を受けているが、指定期間が県と市とでずれているので、市の指定期間を6年より短く指定を受け、県の指定期間に合わせることは可能か。	井原市の指定期間を6年より短くすることはできません。 ただし、通常有効期間の満了日の2月前に更新書類を提出してもらうこととしておりますが、県の有効期間満了日に合わせた時期に市へも更新書類を提出していただくことは可能です。 （指定期間を6年より短くすることはできませんが、指定の更新を6年未満で行うことが可能です。） 例えば、 井原市総合事業訪問介護 指定期間（R7. 4. 1～R13. 3. 31） 岡山県訪問介護 指定期間（R2. 4. 1～R8. 3. 31）の場合、通常井原市の更新時期は有効期間満了日2月前のR13. 1月頃となるが、岡山県の更新時期に合わせて、井原市への更新書類をR8. 1月頃へ提出することが可能です。 その場合、井原市の総合事業訪問介護の指定期間は（R7. 4. 1～R8. 3. 31）となり、更新後の指定期間は県の更新後の期間と同様

			の（R8.4.1～R14.3.31）となります。
43	その他	社会福祉法人が総合事業を行った場合は、社会福祉法人の減免はあるのか。	介護予防現行相当サービスについては、減免があります。サービス・活動Aについては、減免はありません。
44	請求	居宅介護支援事業所が、指定介護予防支援事業者の指定を受けた場合、介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの請求はどのようなになるのか。	介護予防支援については、居宅介護支援費と同様に、指定を受けている居宅介護支援事業所から給付管理票と介護予防支援介護給付費明細書を直接国保連へ請求してください。 介護予防ケアマネジメントについては、従来どおり、給付管理票と介護予防・日常生活支援総合事業費明細書（介護予防ケアマネジメント費）を地域包括支援センターに提出してください。 ただし、指定介護予防支援事業所の指定を受けている場合であっても、地域包括支援センターから委託をしている介護予防支援については、従来どおり、地域包括支援センターへ書類を提出してください。
45	請求	利用者が要介護者から要支援者に変更となった事例について、従前ケアプランを作成していた居宅介護支援事業所が、地域包括支援センターから委託を受けて、新規に介護予防サービス計画を作成する場合、初回加算は算定可能か。	可能です。
46	請求	委託連携加算を算定できるのはどのような場合か。	初回訪問等によって作成されたアセスメントシートを、介護予防ケアプラン作成前に包括支援センターへ提出している場合に算定可能です。（利用者1人につき1回、初回のみ算定可能） また、地域ケア個別会議へ事前に事例提供した場合や、包括支援センターから引き継いで担当し、センターから情報提供があった場合についても算定できます。
47	請求	総合事業のサービスを利用している者が、月の途中で要介護認定となった場合の請求はどのようなになるか。	月途中の介護申請の結果、要介護認定が出た場合、要介護認定日以降で介護給付の居宅サービスを利用していない場合は、当該月分を地域包括支援センターから請求するようになります。（※この場合は必ず包括支援センターにご連絡ください。） 要介護認定日以降で介護給付の居宅サービスを利用している場

			合は、居宅介護支援事業所が総合事業サービス分も含めて請求するようになります。
48	請求	日割り請求となるのはどのような場合か。	総合事業訪問介護及び総合事業通所介護のサービスについては、「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用」（WAMNET掲載介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（確定版）資料9）の事由に該当する場合に日割り請求が可能となります。 総合事業のすまいるサービス、はつらつデイサービス、介護予防支援費、介護予防ケアマネジメント費については、日割り請求を行いません。
49	請求	総合事業のサービスは自己作成が可能か。	自己作成はできません。 月途中の介護申請等を行う際には、利用するサービスの種類には十分にご注意ください。
50	地域ケア会議	地域ケア個別会議での個人情報の保護は構成員には確約されているのか。	井原市地域ケア会議設置要綱第7条において、守秘義務を定めています。
51	地域ケア会議	地域ケア個別会議にかけない更新認定の人のサービスのケアプラン内容について相談することは可能か。	アセスメントの内容を確認し、主任ケアマネジャーが助言を行います。
52	地域ケア会議	暫定の場合は、地域ケア個別会議にケアプラン作成をするという報告が必要か？	地域包括支援センターへ報告が必要となります。同時にケアプランを提出してください。
53	地域ケア会議	地域ケア会議の助言と、ケアプラン案が異なった場合は、地域ケア個別会議の内容に沿って、ケアプランの変更が必要か。また、それは強制的に変更するのか。	強制するものではありませんが、地域ケア個別会議の意見を踏まえて、再度検討していただく必要があります。
54	地域ケア会議	更新認定で4月1日から要支援に変更になる人の地域ケア個別会議を3月中に開催する必要があるのか。	お見込のとおり。難しい場合は、一度包括支援センター主任ケアマネジャーまでご相談ください。

